

第70回 社会を明るくする運動

🗨️社会を明るくする運動事務局(市民課内) ☎73-6647

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。
この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

中学生弁論大会中止のお知らせ

この運動に合わせて毎年開催していた中学生による弁論大会は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、中止します。大会参加を予定していた皆さんには申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いします。

昭和45年に結婚のご夫婦は申し込みを

🗨️福祉課 ☎73-6651

金婚式。それは、2人が共に健やかに、仲むつまじく過ごしてきた証。それだけに、本人や家族だけでなく地域社会にとってもうれしい出来事です。

市では、結婚50年(昭和45年に結婚)の記念の年を迎えるご夫婦をお祝いするため金婚式を開催します。該当するご夫婦は、お申し込みください。

※市から通知はしていません。

📅9月25日(金)

※金婚式は11月22日(日)に開催予定。申し込み内容を確認後、ご案内します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず延期または中止になる場合があります。

📋①令和2年1月1日現在、本市の住民であること

②令和2年1月1日から令和2年12月31日までに、婚姻期間が50年となる夫婦

※詳細はお問い合わせください。

📄印かんを持参のうえ、福祉課(有家庁舎1階)または各支所で申し込んでください。その際、戸籍簿により婚姻期間を確認しますので、あらかじめご了承ください。



ファイナンシャルプランナー相談を実施します

🗨️税務課 ☎73-6642

借金返済、家計が苦しいなどの理由で納税が困難になっている人を対象に、ファイナンシャルプランナーによる無料相談を実施します。

ファイナンシャルプランナーとは、家計にかかわる金融、税、住宅ローン、保険、教育資金などの幅広い知識を備え、相談者の総合的な資金計画をサポートする「暮らしとお金の専門家」です。家計の状況について、具体的なアドバイスを受けることができます。

●相談日 ※事前の予約が必要です

7月29日(水)／9月18日(金)／11月26日(木)／令和3年1月27日(水)／3月24日(水)

●時間…午前9時～午後8時(1人1時間程度)

●持参品…世帯の状況・収入支出・返済額・返済残額などが分かる資料

●相談場所…市役所西有家庁舎 📞電話で申し込んでください(先着順)。

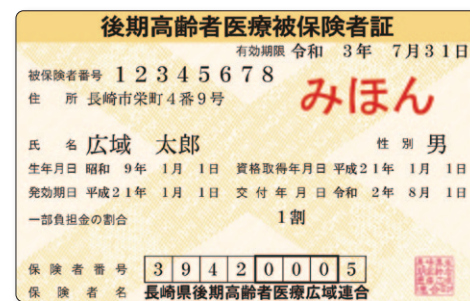
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず延期または中止になる場合があります。

後期高齢者医療制度のお知らせ

🗨️健康づくり課 ☎73-6641 または 長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095-816-3930

●被保険者証(保険証)の更新

8月から被保険者証(保険証)が新しくなります



現在使用している保険証の有効期限は、今年の7月31日までです。

新しい保険証を7月中に郵送などにより交付しますので、記載内容を確認し、大切にお使いください。

なお、更新の際の手続きは必要ありません。

※有効期限が過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄するか、健康づくり課(または各支所)まで返却してください。

※保険料を滞納していると、通常の保険証よりも有効期限の短い保険証が交付される場合があります。また、特別な事情もなく滞納すると、差押などの滞納処分を受ける場合があります。

保険料の納付が困難なときは、早めに、健康づくり課にご相談ください。

●限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証について



後期高齢者医療限度額適用認定証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

■既に交付を受けている人

現在使用している認定証の有効期限は、今年の7月31日までです。引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証と同封して交付します(申請不要)。

※現在、認定証の交付を受けていない人および一部負担金の割合に変更があった人には、認定証は同封されておりません。認定証の交付を受けるには申請が必要です。所得区分の要件がありますので、詳しくは健康づくり課(または各支所)へお問い合わせください。

●後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減率が変わります

※保険料均等割額は、平成30・令和元年度は45,800円、令和2・3年度は47,200円となります。

現在、75歳以上の人の保険料均等割額は、世帯の所得状況に応じて、軽減されています。

法令上7割軽減の対象の人は、これまでさらに上乗せして軽減されてきましたが、令和元年度から、段階的に見直しを行っています。

今年度は、保険料均等割額の軽減割合が次のとおり見直され、均等割の金額が変わります。

■昨年度8.5割軽減の人は、今年度7.75割軽減へ

⇒保険料均等割の金額が月平均約570円から約880円に変わります。

昨年度8割軽減の人は今年度7割軽減へ

⇒保険料均等割の金額が月平均約760円から約1,180円に変わります。

対象者の所得要件 世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(平成30年度における8.5割軽減の区分) 軽減判定所得が33万円以下		8.5割	8.5割	7.75割	7割
(平成30年度における9割軽減の区分) うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		9割	8割	7割	